

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組み

「家庭養育優先原則」に基づき、まずは市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うことが重要ですが、こどもや家庭の状況によっては家庭での養育が困難で、代替養育として里親等への委託や小規模かつ地域分散化された施設等への措置をせざるを得ない場合があります。

しかし、その場合においても、代替養育の開始の時点から児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら施設入所等の措置期間が不必要に長期化しないよう家庭復帰や里親等委託に向けた適切なケースワークや進行管理を行うよう努めていきます。

また、家庭復帰に向けて親子関係再構築のための支援を行うとともに、家庭復帰が困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組の検討を行うなど、パーマネンシー保障に向けた取組みを進めていきます。

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組み

■現状

- ・「家庭養育優先原則」の下、児童相談所において、市町村におけるこども家庭への相談支援体制の構築に向けた専門的見地からの助言等を行うとともに、代替養育が必要な場合は里親やファミリーホームへの委託を優先的に検討しています。
- ・また、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）を踏まえ、里親養育支援児童福祉司を各児童相談所に1名配置し、里親等委託を推進するための体制整備を行っています。
- ・里親等委託や施設入所等の措置後においても、担当児童福祉司が里親家庭や施設との連絡を密にし、こどもの状況を確認しながら必要に応じて支援方針の見直しを行い、適切なケース管理に努めています。

■課題

- ・施設入所等の措置期間が長期化しないようなケースマネジメントが求められる一方で、措置期間の長短のみにより評価を行うことは適当ではなく、措置中のこどもについて適切なケースマネジメントを行う必要があります。
- ・そのためには、児童相談所職員の意識の共有を図り、組織として適切なケースマネジメントを行う体制づくりが必要となります。

<図表7-1> 施設等における平均措置期間(令和5年度被措置児童の状況)

区分	乳児院	児童養護施設	里親・ファミリーホーム
平均措置期間	1.4年	5.9年	4.8年

<子ども家庭福祉課調べ>

■今後の取組みの方向性

- ・児童相談所内の各種研修や支援方針検討会議等の中で、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底について共有を図ります。
- ・措置期間の長短のみで評価を行うのではなく、里親や施設等との連携によりこどもの意向やケアニーズを適切に把握し、常にこどもの最善の利益の実現を目指した支援となるよう、組織としてのケースマネジメントを行う体制づくりに取り組みます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
里親・ファミリーホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間	P24のとおり	こどもの状況に応じた適切なケースマネジメントを行う				
長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況(検討状況を含む。)	—	里親や施設等との連携によりこどもの意向や状況を適切に把握し、常にこどもの最善の利益を踏まえたケースマネジメントを行うとともに、専門チームの設置等の体制整備について検討				

(2) 親子関係再構築に向けた取組み

■現状

- ・保護者への支援として、定期的な面接や相談支援に加え、必要に応じて精神科医によるカウンセリングを行っています。
- ・令和4年の児童福祉法改正により創設された「親子再統合支援事業」を活用し、親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラム等の専門知識や技術の習得のための外部研修への派遣など児童相談所職員の保護者支援に係る専門性の向上を図っています。
- ・また、里親・ファミリーホーム、児童養護施設等と協働しこどもの意向や状況を踏まえながら、保護者がこどもの最善の利益に資する関わりを持つことができるかという視点を持って保護者との面会や外泊交流などを行い、段階的な親子関係の再構築を支援しています。

■課題

- ・市町村の家庭支援事業である「親子関係形成支援事業」との連携が必要です。
- ・子どもと親が安心して地域で生活するためには、市町村のほかにも、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設などの施設や里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター、医療機関等を含めた総合的な支援体制づくりが必要です。
- ・児童相談所等から保護者支援・カウンセリング等の実施を委託することができる民間団体等を活用することもできるとされていますが、現在そうした民間団体等の確保の目途は立っていません。

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き親子再統合支援事業を活用し、児童相談所職員のスキルアップを図ります。
- ・児童相談所が親子の課題やニーズについて、市町村のこども家庭センター等と適切に共有するとともに、こどもの状況や親子交流の状況等について里親・ファミリーホーム、各施設等からもしっかりと情報収集を行い、児童家庭支援センターや医療機関等の関係機関等と協働しながら包括的に親子関係の再構築支援を行う体制づくりを進めます。
- ・保護者支援・カウンセリング等の民間団体等への委託については、委託可能な民間団体等の把握に努め、委託による事業実施の可能性について検討していきます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)		目標・評価の視点					
		現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数★		随時 実施	カウンセリング、スーパーバイズ等の実施体制の確保・拡充を図り、段階的に実施件数を増加				
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況		プロジェクト チーム等	プロジェクトチームによる事業の検討・実施とともに、専任職員の配置等を含めた効果的な支援体制を検討				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数★	実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	受講者数	30人	30人	30人	30人	30人	30人
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得数	実施回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	取得数	2人	1人	1人	1人	1人	1人
民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数		—	委託可能な民間団体の把握と実施体制の検討				

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み

■現状

- ・「新しい社会的養育ビジョン（平成 29 年 8 月）」において、概ね 5 年以内に、全国で現状の約 2 倍である年間 1,000 人以上の特別養子縁組成立を目指すこととされたことから、本県においても令和 6 年度までに前期計画策定時の 2 倍となる年間 6 人以上の特別養子縁組成立を目指してきました。
- ・本県の特別養子縁組の成立状況は次のとおりです。平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間の平均成立人数は 3 人でしたが、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の平均成立人数は 4.6 人と増加しています。令和元年度や令和 5 年度の実績では年間 6 人を達成していますが、年度ごとにばらつきがある状況です。

<図表 7-2> 県内の特別養子縁組の成立状況(子ども家庭福祉課調べ) (単位:人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	H26-H30 平均	R1-R5 平均
成立人数	2	3	2	5	3	7	4	2	4	6	3	4.6

※児童相談所が里親委託し成立した件数

- ・本県の現状としては、乳児院に入所措置を行った上で、乳児院によるマッチング支援を活用し、特別養子縁組成立に向けた里親委託を実施することがほとんどです。

■課題

- ・特別養子縁組については、制度上、実親の同意が得られない場合には行うことが難しい状況です。
- ・こどもへの真実告知、里親との愛着形成、実親探しなど、成立後に想定される専門的な対応が必要な課題について引き続き相談支援ができる仕組みづくりが必要です。
- ・養子縁組が成立すると里親登録についても終了してしまう里親が多い実態があります。長期的には 2 人目の養子縁組や養育里親としての委託もニーズがあるため、里親登録の継続が課題です。また、養子縁組里親の登録数は伸びていますが、里親の年齢層や里親が受託を希望するこどもが乳幼児期のこどもに偏っているため、こどもの年齢に合わせ

たマッチングが難しい状況です。

- ・こどもにとって乳児期初期の愛着形成が非常に重要であることから、特別養子縁組の成立に向けた取組みにおいても新生児の里親委託の実施を検討しますが、産婦人科病院との連携体制、新生児の里親委託が可能な里親の要件、実親の出産後の支援体制等の整備が課題です。

■今後の取組みの方向性

- ・特別養子縁組の成立に向けて、引き続き乳児院等と連携し実親とこどもの関係性を踏まえた十分なアセスメントと里親とのマッチング等を行うとともに、実際に縁組を進めるにあたっては実親への丁寧な説明による同意形成に取り組めます。
- ・児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等に協力を打診することを検討するなど、状況に応じて民間あっせん機関等との連携を図ります。
- ・養子縁組成立後の支援体制の整備に取り組むとともに、養子縁組成立後も里親登録を継続してもらえるよう、里親研修等を通じた啓発に取り組んでいきます。
- ・新生児の里親委託については、先進事例の調査研究を行うとともに、里親支援センターの設置を含めた里親等支援体制の整備を進める中で、実施が可能となるような体制づくりを検討していきます。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)	目標・評価の視点					
	現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数★	5年平均 年間4.6人	年間 6人以上	年間 6人以上	年間 6人以上	年間 6人以上	年間 6人以上
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数★	実績なし	県内に民間あっせん機関はないが、必要に応じ県外の民間あっせん機関との連携・情報共有を図る				
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数	実績なし	こどもの状況に応じ、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立を検討				
里親支援センターやフォostリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数	センター 未設置	里親支援センターの設置を含めた包括的な里親等支援体制の整備により、特別養子縁組等の相談支援を実施				
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数★	1人	2人	2人	2人	2人	2人
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	無	県内に民間あっせん機関はないが、必要に応じ県外の民間あっせん機関との連携・情報共有を図る				